

令和元年度 滋賀県環境審議会 温暖化対策部会議事概要

1. 日 時：令和2年(2020年)1月22日(水)13時00分～15時00分
2. 場 所：県庁北新館5-A会議室
3. 出席状況：出席委員13名(うち代理出席3名)
4. 次 第
 - (1) 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度)について
 - (2) 平成30年度(2018年度)「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」関連事業の実施状況について
 - (3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の見直しについて
 - (4) その他

資料1 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度)について

資料2 平成30年度(2018年度)滋賀県低炭素社会づくり推進計画関連事業の実施状況について

資料3-1 諮問文(条例の改正について)

資料3-2 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の見直しについて

参考資料1 滋賀県域からの二酸化炭素排出量の要因分析について

参考資料2 平成30年度の事業者行動計画書等の提出状況について

参考資料3 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例

参考資料4 「”しがCO₂ネットゼロ“ムーブメント」キックオフ宣言書および賛同書

参考資料5 気候変動適応法

5. 議事内容(発言要旨)

・開会

1) 滋賀県域からの温室効果ガス排出実態(2017年度)について

事務局：資料1、参考資料1の説明

委員：

参考資料1の1枚目のスライドについて、少しわかりにくい。世帯当たりの人口が減ると、左の排出量が減ります。具体例を言うと、人口/世帯数がどういう意味をもっているのかがわかりにくいです。つまり、世帯当たりの人数が減ると、左の排出量が減るという式になります。それが向かう方向なのかどうか。つまり単身世帯がふえたら排出量が減るという構造分解。一般的には家族で住んだ方が、エネルギー効率が良くなって排出量が減るという方向だと思います。一人で住んで、排出量が減るというのは少し変な感じがします。これは分解式自体の問題だとは思いますが。

二点目が運輸部門の貨物について。エネルギー消費単位が増加というところが、どういうことになっていますか。今回、参考資料1の24,25ページのとおり、総台数は減っていて、走行距離も減っているということですが、それを上回るほど総量は減っていて、それによって走行効率が悪くなって、走行距離あたりのCO₂排出量が増えるというのはちょっと変な感じがします。どういう解釈をすれば良いのか、その2点です。

事務局：

一点目の世帯当たりの人口動向ですが、分解式については、環境省が実施しているものを参考としています。全国の統計ですが、参考資料1の19ページにあるように、単身世帯や高齢世帯など、世帯の状況により変わってくると思いますので、ご指摘のように、人口/世帯数の意味を確認するには、更に詳細な解析が必要かと思います。今回は、まずは環境省の要因分析方法に倣って行ったところです。

二点目の、運輸部門の貨物の台数は減少して、一方でエネルギー等の増加ということになっています。事業由来のものについては、台数については減少していますが、事業由来としましては、参考資料1の24ページ左下のとおり内訳としてはトラック、バス、乗用車（営業用）、軽自動車（貨物用）ということで、その合計となっています。自動車総台数は減っていますが、軽自動車（貨物用）が大幅に減っている一方で、トラック、バス等が若干増加しています。一台当たりのエネルギー消費量としては、トラック、バスは高いので、その影響で合計として排出量が増えています、台数は減っているという状況です。

部会長：

分解はもっと細かくやらないといけませんね。今の話でいくと、車種別の分担率を含めた分解式、参考資料1の1ページに式がありますが、ここに種類が入ってきて、分担率と車種ということになります。先ほど世帯数の話がありましたが、19ページにあるように、いわゆる高齢者が増えているということですね。それと単身世帯が増えているので、世帯の分解、分担率を含めた分析をしないと、多分細かい話は難しいと思います。

そのデータがあるかどうかは難しい話ですが、これからのいわゆる政策に、この結果をどう使うかとなると、やはり細かい分析が必要で、これだけでは限界がある。その辺は県や国からどれだけデータが出てくるかにかかってくるので、これからの検討課題だと思います。

委員：

資料1の6ページによると、家庭部門のエネルギー消費量と二酸化炭素排出量の内訳によると電力とガスが増加していると書いてありますが、これはメンバー別に記載されていてわかりやすい。

それに比べて、4ページの産業部門（製造業）のエネルギーの使用状況の推移のグラフは、どの部門が増減しているのかわからない。数字がわかればありがたい。

事務局：

製造業における数字をお伝えします。

4 ページのグラフの購入電力について、2013 年度中からになります。2013 年度が 27,343、2014 年度が 26,549、2015 年度が 25,721、2016 年度が 25,664、2017 年度が記載している通り 25,331 となります。

都市ガスにつきましては、2013 年度が 33,092、2014 年度が 32,048、2015 年度が 30,882、2016 年度が 31,937、2017 年度が記載している通り 33,416 という状況になっております。

委員：

ということは、製造業の電力に関しては若干下がっているが、前年対比は変わらない。2017 年度の 2016 年度対比は、電力は変わっていないが、都市ガスは増えている。それを合わせても CO₂ の排出は減っているということですね。

事務局：

そうですね。電力の排出係数が下がっているためです。

委員：

ちなみにガスの排出係数は何かあるのですか。

事務局：

燃料種別ごとにあります。

委員：

それは一定ということですね。年度別に変わらない。

委員：

先ほどの部会長の発言に関連しますが、要因分析につきまして、要因を分析して、今後の滋賀県における二酸化炭素の削減や低炭素の政策に生かすためにやっているのですね。先ほどもおっしゃったように、世帯の数や、滋賀県の人口や経済や、色々の将来の推計など、ほかの部署でも進めていると思います。将来の滋賀県の方向や傾向がどうあるのかという情報を仕入れたうえで、温暖化対策のために、どこを詳細に分析するかにつなげると、滋賀県の中で連携させて政策として分析と将来計画をするのに、さらに有効な情報になると思います。どの辺を詳細に分析すると滋賀県の傾向や将来の政策がつかめるのか、他の部門の計画も調べた上で設計された方が、より役に立つと思います。

事務局：

御指摘ありがとうございます。要因分析については、以前からこの部会で指摘されてきました。御指摘のとおり、滋賀県のバックデータを分析したうえで、活用していくことが必要であると思います。来年度は、先ほど部会長もおっしゃったように、もう少し細かく調べた上で、細かく分析していきたいと考えております。

部会長：

実は国の方は、業務部門と家庭部門については、気候変動要因を別途入れている。なかなか難しい話ですが、今回の結果は気候変動要因が含まれていない分析になっているということ念頭に置いておかないといけない。それを含めると、少し結果が変わってくる。

あと、先ほどおっしゃっていたのは、いわゆる将来予測のようなものも含めたらという話ですね。

委員：

細かくするというより、滋賀県として、将来、国レベルで考えるのではなく、県レベルで考えた場合、人口減少という意味では、まだ世帯数が伸びているなど特色があると思うので、それを踏まえて、総合政策をやっておられると思います。その辺の重点的に考えているところが、今後、温暖化対策と一緒にやっていくなど、別々の将来分析が、いつかリンクしてくると思います。その議論の場に、一つの資料として使えるようなものになればいい。滋賀県としては、例えば、高齢化社会や年齢構成などがわかれば、細かくしすぎて要因分析しても、それだけのものかもしれないので、何か滋賀県の政策につなげていけるものなればいいと思いました。

2) 平成 30 年度 (2018 年度) 「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」 関連事業の実施状況について

事務局：資料 2、参考資料 2 の説明

委員：

参考資料 2 の事業者行動計画書の提出状況についてですが、内容を見て、かなり一生懸命やっておられることがわかりました。提出率も 100% となっており、製造業のうち、エネルギー使用に関してかなりインパクトが大きいところ、つまり民間のエネルギー使用量が大きい事業所が真面目に実施されています。このような事業所が滋賀県には多くあるので、この取組内容が、滋賀県域中の温室効果ガスの排出の実態の部分に関わってくるものと思います。適応策に加え、削減方法などを要因分析にリンクさせて、何をすればどのように減るか、また、大きい事業所の取組が、積極的に滋賀県の策定する計画に関わるような形にでき

たら、もっと良くなるのではないかと思いました。事業者の方が真面目に取り組んでおられるのがよくわかるので、もっと積極的にリンクできれば良いと思います。

事務局：

御意見ありがとうございます。現状におきましては、報告書に優れた取組がありますので、数は少ないですが、訪問調査として、現地に行かせていただいて、聞き取り等を行っています。その水平展開を行うために、今年度は事例集の作成を行っています。また、その取組の広がりや、顕彰制度ということで、表彰等を行っています。優れた事例のある事業者については、その色々な取組を広げて、県全域で排出量削減の取組を続けて行きたいと思います。

委員：

事業所の多くで共通してやっておられる取組内容などが報告書にあがってきたら、これをすればこれくらいCO₂が削減できるというカウントができるようになると思われれます。CO₂に換算可能な事業取組と書いてありますが、その部分を増やしていくと、より積極的な連携ができると思います。

委員：

その関連で、県の施策の中で色々な補助金や、省エネなどに関連する予算が執行されていますが、その具体的な部分も、この中にもう少し載せていただけたらと思います。分散エネルギーシステムなど、具体的な部分もやっていると思うので、それらを事業者がうまく使って進めた結果かどうかをわかるようにしていただくと、我々も経済界の中で話もしやすい。

細かい話で申し訳ないが、資料2の24ページの県施設への再生可能エネルギーの導入に関して、前年度から増減はないということですが、これはどういう理由だったのか、前年度との絡みで教えていただきたい。

幹事：

県の施設については、それぞれの施設の所管で管理しています。過去すでに、設置の可能性のあるところは調査をして、一定の設置ができています。その後、新しい施設等も少ないため、増減がなかったという結果になりました。施設の新設等があれば、設置を勧めていきたいと思っています。

委員：

色々と進んできている中、買取制度の値段も大分下がってきた。発電の能力もかなり変わってきて、10年前から比べると、効率も良くなっている。そういう意味では、リプレースも含めて、効率を上げることを考えたほうが、我々民間企業も、10年前と比べて、これだけの差が出たのなら、取り換えも考えるかもしれない。FITの絡みもありますが、その辺

を含めて考えていただいたらありがたいと思います。

委員：

資料2の24ページの県施設への再生可能エネルギーの導入に関する取組に関連して、今、RE100ということで、再生可能エネルギーの調達率100%にしようという動きがありますが、滋賀県の中の施設で、能動的にRE100を目指す方針はお持ちではないですか。

事務局：

RE100の関係ですが、特に今のところ、そこまでは検討しておりません。企業さんの成功例を参考にして、検討していきたいと思います。

部会長：

滋賀県の中でRE100の大企業といえば、どこがありますか。

事務局：

具体的には把握していません。

部会長：

印象ですが、県も頑張っていますが、やはり県民の皆さんにCO₂を減らそうと思ってもらわないといけない。県が率先して温室効果ガスの排出を減らしていかなければならないけれど、やり方が手ぬるい印象があります。今日の審議会の資料は各自持ってきてくださいということでしたが、実際には用意されています。

委員：

6ページの家庭部門ですが、推進員の方が、県内の小・中学校や地域で啓発活動していますが、地域でどういった啓発活動が行われたかという詳細は、ホームページに載せていただいていますか。

事務局：

家庭部門を中心とした啓発部門については、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターにお願いしています。そのセンターの中に、地球温暖化防止活動推進員が100人位いるのですが、その推進員が県各地の、色々な市町で行う行事にお邪魔して啓発をしています。また、7月の暑い時期に毎年、啓発活動を草津のイオンで一日かけて行っています。県のホームページには載っていませんが、温暖化防止活動推進センターのホームページを見ていただくと、細かいところまでは載せていませんが、大きいイベントについては載せています。

委員：

推進センターのホームページを見たことはあります。詳細は書かれていなくて、推進員の方がされた活動や、写真がたくさん載っていたと思います。県民の方が身近にアクセスできる情報だと思いますので充実させていただきたいと思います。

多くの方が、環境問題がこれだけ深刻な非常事態になっていることに気づいておられないことが、一番大きな問題だと思います。

今年度、抜本的な教育改革が行われる予定です。幼少時代からの環境教育が大切です、この節目に大幅な取組に努めていただくことを願っております。

現状では、推進員の方が学校に働きかけても、なかなか受け入れてもらえないと聞きました。

小学校やそれ以前の段階から、子どもたちに、滋賀県での日常生活が、日本全体、世界、地球とつながっていて、温暖化、環境破壊が自分たちに関わる大変な状況であることを実感してもらい、一人ひとりが意識をもって地球にやさしい行動が選べる環境にもっていくことが必要だと思います。今回は教育委員会の方が来られていませんが、今後共有していただき、よろしく願いいたします。

事務局：

ありがとうございます。確かにおっしゃるように、啓発をやっているのですが、見ているだけではなく、皆さんが行動に移してもらうことが大事ですので、今後は、ホームページを充実していきたいと思います。

我々世代としては、若い方に環境教育を行っていくのが重要だと考えております。昨年、イベントの時に、今後どうしていったらいいかというアンケート調査を、県民の方にしました。やはり一番は、若い世代に環境教育をするべきだという結果になりました。今後は、若い方とも、交流や連携しながら取り組んでいきたい。推進員さんも、出前講座という形で出向いていて、聞いておりますと、滋賀県は小学校五年生で「うみのこ」の学習ということで、その事前学習として、結構申し込みがあるようです。そういうことを含めて、若い世代に啓発できるように考えていきたいと思います。

委員：

今の、センターの推進員の活動というのは、予算が決まっているので、今年度の予算の関係で、どうしても行けないというようなケースも聞きます。行政の制度でできることに限りがあるので、もちろん「うみのこ」や「やまのこ」があることも知っていますが、小学校、中学校などのカリキュラムの中に、推進員が実施されている出前講座の内容を入れていくために、先生方にまず温暖化について学習していただき、危機的状況なので、自ら率先して動こう、日常生活の中で気を付けていこう、ということを常に発信していただく必要があると思います。

事務局：

環境学習の推進ということで、この滋賀県琵琶湖環境部と教育委員会が共催しています。その中で、学校で先生にもこの温暖化の情報をいろんな観点から伝えています。非常に大事なことは、各種の情報を来年の環境学習に生かしていくことかと思います。

3) 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の見直しについて

事務局：資料3-1、資料3-2の説明

部会長：

それではこの条例の見直しということで、その方向性について、今日は細かいところではなくて、大きなところについて、幅広い御意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。まず、欠席委員から何か御意見をいただいていますか。

事務局

欠席の委員から、検討していくに当たりまして、本県が2050年に実質ゼロを目指すにあたり、どういう社会、ビジョンなのかというのを描きつつ、それに向けて取り組んでいかないと、なかなか難しいのではないかという御意見をいただいております。

委員：

質問ですが、滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例と滋賀県低炭素社会づくり推進計画は、連動したものでですか。

事務局：

条例に基づいて計画をつくります。

委員：

計画は5年ごとに見直すことになっていますので、条例も5年ごとに見直して連動させるという意味ですか。それとも条例の今回の改正は、初めから決まっていたのではなく、新しく決まったことですか。

事務局：

計画については、5年たつと社会、経済情勢が変わりますので、目標数値も変えていくために、当初から、5年ごとに見直すことになっています。条例については、特に何年で変えるというわけではなく、今回の改正については、社会情勢の変化、当県も温室効果ガス排出

量実質ゼロということを打ち出しましたので、条例にいれておかないといけないということと、適応策について国の法律ができたのですが、基本的に今の条例は緩和策中心で、適応策が少ししか書かれていない。適応策をもっと入れていくことも踏まえて、全面的に見直すということで、条例が5年ごとに見直しということではありません。

委員：

ちょうど計画の見直しと時期が合ったということはチャンスといいますか、2030年と2050年という二つの目標ができたことになります。条例については、今回の二つ目の議題にあったとおり、毎年、実施状況を報告することになっている。計画を見直すにあたって、2030年の目標と2050年を見据えて、先程、欠席の委員からの御意見にもあったとおり、どのように進めていけば到達できるかを見るロードマップが要る。議題2のところでは言いませんでしたが、ある段階での実施状況が報告されているだけで、特に反省点の報告もなく、単に実施の報告を毎年受けているだけになっている。このまま進めてどうなるのか、もう少し加えないといけないのか、今実施していることを変更した方がいいのかなど、見直しをしながら、2030年に決めている目標と、2050年実質ゼロにすることが、この毎年の歩みで到達できるのかを見ていかなければならない。重要ですからそんなに変わらないと思いますが、フィードバックをしながら進めていく道筋のようなものが今回はない。次の計画に具体的なものが入るかと思いますが、2030年はもう10年後です。2050年にゼロと言っていますが、このまま進めていって、ある程度のところの見直しや反省をしながら進めると、本当にゼロにできることを、県民の皆様を示した上で、先程の環境教育や啓発とつながってくると思います。

今後の議論では、報告だけでなく、修正とか、直しがきくような形で進めたい。条例なので難しいかもしれませんが、このまま進めて、最終的に到達できるのかという道筋を、少しでも明らかに示すことができるものにしていったほうがいいのではないですか。今後の議論の方向の一つに、考えていただきたい。

事務局：

ありがとうございます。確かに、条例の中の修正や見直しなど、どこまで書けるかということはあるのですが、それを含めて、今回の条例の見直しについて、今後、この場で議論をいただきますので、今の御提案をうまく入れていけるように考えていきたいと思います。また、道筋は大事だと思います。2030年に目標を立てているのですが、今度は御承知のとおり2050年に実質ゼロということで、先ほどの御意見においては、2050年の将来に、どういう社会にしていくか、その目標に向かって何をしたらいいのか、という形で進めていかないといけない。それには行政だけでなく色々な方 県民の方、事業者の方、またこの環境審議会の御意見をお聞きしながら、道筋、ロードマップのようなものが作れたらいいと考えています。それを含めて、審議会で議論をお願いしたいと思います。

委員：

今の話と関連して、これから人口減少が2050年にかけてどのように進んでいくのか、産業構造がどのように変わっていくのかという予想の資料があわせて必要で、一緒に考えていかないといけないと思いました。一番考えないといけないことは、1月6日に、2050年に実質ゼロを目指しますという宣言を知事がされたことを、100%の県民に知ってもらうことだと思います。少なくとも、私の周りにいる市民は全く知らないし、興味もないので、もっと危機感を持って知らせていかないといけないと思います。個人的な感想ですが、しがCO₂ネットゼロムーブメントの印象があまりにもゆるやかです。私たちも色々なキャンペーンをやっていますが、にぎやかすぎるくらい努力して進めています。本当にCO₂ゼロを目指すなら、そんなゆるやかさでは追いつかないと思います。気候非常事態宣言を県として発信して、県民にもっと危機感を知らせて、企業にも危機感を持って対応することを求めなければならないと思います。その上で、色々な規制が改めて必要になると思いますし、企業がその規制に対応するための補助金なども有効だと思います。感想も含めて。

委員：

先ほどから、一般市民、一般県民として何をしたら良いのかという話があがっています。先ほど申し上げなかったのですが、資料2の14ページの「低炭素なまちづくり」のところの、ワークショップの検証のところ、本当に端的に書かれている文章があります。「住民のライフスタイルレベルにおいて、社会の持続可能性に関与できるという意識が住民レベルでは浸透していない」、「高度に抽象化されたビジョンにおいては、それを参照した住民が自分事に捉えられていないことなどが分かりました」ということが書かれています。私たちは生活していくうえで起こしたアクションに対し「CO₂を何%使いました」と数字で出てくるわけではありません。数字の間違いをつきつめていくとか、検証していく過程は、こういった審議会や県の作業としては必ずやらなければならないことだとは思っていますが、一方で県民の方々が何をしたら良いのかということ、ある意味定性的な部分や、感情に響くような部分をもっとアピールをしていかないと、結果的に、数字に結びつくアクションに結びついていかないというジレンマをずっと解消できない気がします。一方で、私は「生物多様性保全」というキーワードに関わる人が多いのですが、生物多様性保全においては、「気候変動が生物多様性に対して非常に大きな影響を与えている」ということが明文化されているのですが、逆に温暖化の観点から見て、生物多様性に対する影響という部分は、残念ですがそれほど大きくクローズアップされていない。

私が実際に関わった事例で、いきものたちとの共生のために冬の水田に水を張る農業をされており、生物多様性保全の観点からは高く評価される一方で、水田からのメタン発生観点から「けしからん」と批判される、といったことも起きています。

CO₂を削減するということはもちろん大事ですが、複雑に絡み合う構造の中で、「そうい

うことは当然あり得るべき」とか、「こことここは共存するために工夫していかなければならない」とかいった側面が出てきます。CO₂という指標が強化されすぎて、それと矛盾することはすべて「悪」に映ってしまうというようなことがないように、県民の皆さんにどのように伝えるべきかということをしつかりと検証を考えながら、次のビジョンを作っていただくようお願いします。

事務局：

生物多様性保全についてうかがって、実際の相反する施策があつて、2050年実質ゼロにするために、規制の強化もあると思いますが、やはり2050年にみんなが幸せで豊かな社会を目標に取り組んでいくために、その間を埋めていくということを議論していかなければならない。また、家庭部門では、何をすればどれくらいのCO₂が減るかなど明確に示しながら、県民の方にわかりやすいものにしなければならないと思います。

委員：

経済界、自給率からの考え方のことですが、三日月知事から諮問という形で、パリ協定の話を根拠に書かれているかと思います。条例の前文の中に「枯渇する化石燃料に依存しない低炭素社会」と書いてある。両方に共通するのは、低炭素社会を目指すということですが、枯渇する化石燃料ということについて、当然パリ協定のことにも出ていると思います。

先程、2030年と2050年のシナリオをどう描くのかについての発言もありましたが、シナリオの書き方や考え方の中で、まず、この10年の中で、エネルギーはどういう措置をしていかないといけないのか、「枯渇する化石燃料」はどこまであるのか、それを踏まえて、まず10年後のエネルギーの国内の自給率、また海外の自給率、あとは技術的な自給率をどうするのか、まずこの10年のシナリオの考えを出して、2050年の自国の自給率と技術的な自給率をどうするのか。色々なシナリオを今のうちに考え出して、それを精査していく。その中で、経済界としては、持続可能な県、事業を続けていくという、この頃保護主義という言葉をよく聞きますが、滋賀県にとっての県益、また国益はどうかを考えながら、エネルギーミックス、しがエネルギービジョンに絡むのかもしれないですが、その辺を現実に即して考えていかないといけない。

我々経済界も、エネルギーの供給がなければ、事業はできない。そして、再投資するために、再生可能エネルギーに関しては、金融機関が融資してくれるかもしれませんが、石炭に関係するエネルギーの部分には一切金融機関が引き揚げて、金融支援がない。その部分も踏まえて、経済界全体の中では、どうやってエネルギーを調達するのかを、県の立場から、色々な角度から考えると、この条例の中で持続可能な部分が見えてくるのではないかと、私自身感じましたので申し添えさせていただきます。

事務局：

ありがとうございました。エネルギーミックスとか、エネルギーをどういう形で供給するか、使うかというのは、これから作る計画にとっては、非常に重要な点だと思いますので、そこにつきましては十分検討して、計画に反映させていただきたいと思います。

委員：

今年度の審議会は、来年度の条例の内容について検討するというので、細かい条例については次回以降、分野ごとに検討すると思うのですが、全体の構成について、今日の議論を受けて感じたことが2点あります。

1点目は、条例の2章の中に、県の率先行動が設けられていますが、県として「ネットゼロ」と言われる中で、県庁の部分は、章として独立させてもいいと思いました。

2点目は、取組を全体として高めていくということで、環境学習の推進とかかわりますが、そこを強化した条例として検討していくのは、方向性としてあると思いました。

委員：

「滋賀県らしさとは何か」を、今一度、整理しておくべきだと思います。他の県や府にない特徴が条例や計画にあるということです。それがないと、他府県で作っているものと変わりがありません。

滋賀県では、環境教育、琵琶湖を中心とした生態系の保全、農業、さらには産業部門でも、かなり積極的に環境のことに取り組んでおられます。CO₂の削減も含めてこれまでに取り組んでこられた積み重ねがあると思います。この条例の中で、滋賀県は他府県と違う点を打ち出して、「滋賀県はここまでやるんだ」という点を見せてほしいと思います。緩和策に関しても、琵琶湖を中心とした生態系豊かな自然を有する滋賀県ならではの緩和策を打ち出してほしいと思います。これらを滋賀県の条例の中に入れこめるということになれば素敵だと思います。

ただこういうチャレンジングな条例をつくるとすれば、事業者の委員の方もおっしゃっていましたが、PDCAではないですが、段階的にチェックをして、このまま突き進んでいいのかを随時明らかにしながら、条例の中で見直しを入れることが大切だと思います。この見直しをもととの計画と連動させて、PDCAで、この計画でいいのかどうかを規定しなおしていくことで、自らが行っている内容そのものの担保、保障をかけることも大切だと思います。このような取組は、とてもチャレンジングで、わくわくするのですが、その分大変ではないかという印象を持っています。

あと、電源構成は大きい部分だと思います。電源構成に関してもきっちりを入れておいたほうがいいと思います。エネルギーをどのようにミックスさせるかということも、多分、途中段階で出てくると思います。

委員：

聞き漏らしたのかもしれませんが、質問です。法律が変わって、今回条例を変える必要があるという御説明ですが、その条例の上に、県のマスタープランはありますか。今回の、変えようとしての条例に紐づいているマスタープランがあるのであれば、そのマスタープランも変える予定があるのか。もし、上位に何か計画があるのであれば、ここでの検討というのは多分リンクしてくるので、そういう情報も提供を願いたい。ないのであれば、ないということ結構です。

事務局：

上位計画に、滋賀県環境総合計画がございます。それは、今年度、改正したばかりでございます。そこには現時点での色々なことを入れていますので、ただその間、この条例、計画は変わっていないということでございます。

委員：

先程の保護主義の中にプラスアルファで入っているということで、地政学的にはイスラム圏の状況もあるということ踏まえて考えていただきたい。化石燃料の価格が上下するので、企業の中では大変な部分もある。その部分を踏まえて考えてほしいということです。

委員：

しがエネルギービジョンは滋賀県の政策の中で、どの計画の中での位置づけになりますか。

幹事：

しがエネルギービジョンは、平成28年に策定をしております。滋賀県内で主に再生可能エネルギーを導入していかうということで、エネルギーの総合的な計画となっております。こちらのほうも、CO₂の削減なども基本理念に掲げておりますので、それに基づいて、県内でも再エネの導入や、節電とか、コージェネレーションなどの導入などについて、進めているところでございます。

こちらに関係してくると思いますので、私どもも、温暖化対策課と連絡を取って、こちらの条例の規定を十分見据えながら、連携をとって進めていきたいと考えております。来年が5年目の改定の時期を迎えますので、特に連携をとって進めていきたいと思っております。

委員：

何か条例に基づいて作るものですか。

幹事：

しがエネルギービジョンについては特に何か条例があるというわけではなく、県で策定

する計画です。

委員：

今後、2050年や将来社会を議論していく上で、今出てきた、しがエネルギービジョン、第5次滋賀県環境総合計画など、関連する滋賀県の計画やビジョンも、資料としてつけていただいて、見ながら議論していきたい。また、基本的な、現時点での、県としての人口などの予測のデータなどを見ながら、関連しながらやっていかなければいけない。先ほどの生物多様性と温暖化の議論がバッティングするという話もありましたし、多分、温暖化の議論は社会、経済、環境等、全部かかわってくる。滋賀県らしさを見つけるためにも、他に琵琶湖関連の大きな計画があれば、資料として見ながら議論した方が良い。色々なビジョンがあって、複雑な感じがしますので、次回以降揃えていただくようお願いします。

事務局：

ありがとうございます。人口などの将来ビジョンも、現在策定中でございます。今後、そういったビジョンや、エネルギービジョンなども見ていただきながら、条例の改正を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

部会長：

まだ御意見がありましたら、そろそろ時間ですので、後ほど、メール等で事務局にお伝えください。

先ほどからのシナリオの話ですが、温暖化の問題を考えると、経済、社会、環境全てを、総合的に考えなければいけない。それをどこでやるか。ここで全部やると、細かいことはできない。

資料3-2の25ページに、「気候変動適応センターの体制」が載っていますが、この外側に、「滋賀県低炭素社会づくり・エネルギー政策等推進本部」があります。例えば、この本部の中で、適応センターとは別に、簡単でも良いので、もう少し客観的な、モデルを使った将来のシナリオづくりができれば。京都市はかなり詳しくやっておられます。滋賀県も琵琶湖環境科学研究センターに詳しい方もおられるので、それらも活用して県庁一丸となって、ビジョンを作っていければ。

環境審議会の部会でいうと、「企画部会」があります。環境について総合的に議論していて、私も出ています。それらも活用しながら、この本部の中で、この温暖化対策部会が良いのかどうかは別として、シナリオづくり、どういう社会にするかをバックキャストするわけですが、それをもう少し具体化して、こういう社会を作りたい、こういう経済、企業をこれからつくっていききたい、理想論と言ったら怒られますが、そういうものを作って、それをここにフィードバックして、条例などを議論していきたい。組織づくりも含めて、検討していただきたいと思っております。もちろん経済に関わってくるので、産業部門も含めて、委員

に入っていたくのもいいと思います。

ちょうど時間となりましたので、事務局から連絡等あれば、よろしく願いいたします。

事務局：

特に連絡等ありません。本日は貴重な御意見ありがとうございました。今後、新年度に部会をさせていただきますので、御協力よろしく願いします。

部会長：

それでは、本日の部会を終了します。長時間の議論、どうもありがとうございました。